

国立大学法人東京外国語大学共同研究取扱規程

〔平成16年4月1日〕
〔規則第96号〕

改正 平成21年3月31日規則第66号 平成24年3月27日規則第65号
平成28年3月25日規則第50号 平成29年1月10日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が本学以外の外部の機関等（以下「外部機関等」という。）から研究者、研究経費等を受け入れて、当該外部機関等と共通の課題について職務として行う研究（以下「共同研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「外部機関等」とは、本学以外の全ての外部機関及び個人をいう。

2 この規程において「共同研究」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学における共同研究 本学において外部機関等から研究者、研究経費等を受け入れて、本学の教員等が当該外部機関等の研究者（以下「外部機関等共同研究員」という。）と共通の課題について共同して行う研究
- (2) 本学及び外部機関等における共同研究 本学及び外部機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において外部機関等共同研究員、研究経費等を受け入れて行う研究

3 この規程において「研究担当者」とは、共同研究の実施に当たり、直接当該研究に参加する本学及び外部機関等に属する者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者で当該研究に協力する者をいう。

4 この規程において「研究代表者」とは、本学の研究担当者のうち、当該共同研究を統括する者をいう。

5 この規程において「部局」とは、国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程（平成16年規則第181号）第2条第1項に定めるものをいう。

6 この規程において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に定める特許権及び特許を受ける権利
- (2) 実用新案法（昭和34年法律第123号）に定める実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- (3) 意匠法（昭和34年法律第125号）に定める意匠権及び意匠登録を受ける権利
- (4) 商標法（昭和34年法律第127号）に定める商標権及び商標登録を受ける権利
- (5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体チップ保護法」という。）に定める回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- (6) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定めるプログラムの著作物及びデータベース

スの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権

(7) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権及び品種登録を受ける地位

(8) 前各号に掲げる権利に該当しない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の中から学長が特に指定する権利

(9) 前各号の権利に相当する外国における権利

7 この規程において「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 特許権の対象となるものについては発明

(2) 実用新案権の対象となるものについては考案

(3) 意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作

(4) 品種登録に係る権利の対象となるものについては育成

(5) ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出

8 この規程において「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続等を行うことをいう。

9 この規程において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項各号に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体チップ保護法第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

10 この規程において「専用実施権」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 特許法、実用新案法及び意匠法に定める専用実施権

(2) 商標法に定める専用使用権

(3) 半導体チップ保護法及び種苗法に定める専用利用権

(4) プログラム等の著作権に係る著作物について優先的に実施をする権利

(5) 技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、学長が特に指定するノウハウ等の権利について優先的に実施をする権利

11 この規程において「通常実施権」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 特許法、実用新案法及び意匠法に定める通常実施権

(2) 商標法に定める通常使用権、

(3) 半導体チップ保護法及び種苗法に定める通常利用権

(4) プログラム等の著作権に係る著作物について実施をする権利
(共同研究の申込)

第3条 共同研究の実施を希望する外部機関等は、共同研究申込書（別紙様式1）（以下「申込書」という。）を学長に提出するものとする。

2 外部機関等は、前項の申込書を提出する場合において、あらかじめ本学関係者と共同研究の内容について協議するものとする。

（共同研究の受入れ）

第4条 学長は、外部機関等から前条の申込の提出を受けた場合は、研究担当者の所属する部局の教授会又は教授会等が認める審査機関の審査を経たうえ、支障がないと認めら

れるときは、受入れの決定を行うものとする。

2 前項により難い案件については、役員会の審査を経るものとする。

(受入れ決定の通知等)

第5条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、所定の共同研究決定通知書(別紙様式2)により外部機関等共同研究者に対し、決定の内容を通知するものとする。

(共同研究契約の締結)

第6条 国立大学法人東京外国語大学会計規程第39条に定める契約責任者は、共同研究の実施に当たり、外部機関等との間で、別に定める共同研究契約書を標準として共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

(受入れ条件)

第7条 外部機関等は、原則として外部機関等が負担する共同研究に要する研究経費の全額を共同研究の開始前までに本学に納入しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、協議の上、当該共同研究開始後における納入又は分割して納入することができるものとする。

(共同研究に従事する者)

第8条 本学及び外部機関等は、共同研究契約を締結するに当たり、研究担当者を明らかにしなければならない。

2 本学及び外部機関等のいずれかが、共同研究の遂行上、研究協力者の参加等が必要と認める場合には、相手方の同意を得た上で、当該共同研究に参加させることができるものとする。

(外部機関等共同研究員の受入)

第9条 共同研究の実施に当たり、本学で受入れることのできる外部機関等共同研究員は、共同研究のために当該外部機関等に在職のまま本学に派遣される研究担当者とする。

2 外部機関等共同研究員の受入れに必要な研究料の額は、会計年度内に受け入れる者1人につき、共同研究の実施期間が6月を超える場合は420,000円とし、6月以内の場合は210,000円とする。

3 既納の研究料は、返還しない。

4 外部機関等共同研究員は、研究代表者の指示及び本学の諸規程規則を遵守しなければならない。

(共同研究に要する経費)

第10条 第2条第2項第1号に定める本学における共同研究の場合に要する研究経費等は、次のとおりとする。

(1) 本学は、その施設・設備を本学において行う共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担すること。

(2) 外部機関等は、共同研究遂行のために特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、研究支援者等の人件費、設備等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び直接経費以外に必要な経費(以下「間接経費」という。)の合計額を負担すること。

(3) 前項に規定する間接経費は、直接経費の30パーセントを標準とし、30パーセントに相当する額と異なる額とする必要がある場合には、外部機関等と本学が協議のうえ、決定することができる。

(4) 本学は、必要に応じ、直接経費の一部を負担することができること。

2 第2条第2項第2号に定める本学及び外部機関等における共同研究の場合に要する研究経費等は、前項各号の経費の外、外部機関等における研究に要する経費等は、外部機関等が負担するものとする。

(設備等の取扱い)

第11条 前条第1項各号により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 前条第2項により、研究の必要上、外部機関等において新たに取得した設備等は、外部機関等の所有に属するものとする。

3 本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、外部機関等から、共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備等を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第12条 本学の研究担当者は、共同研究を行うに当たり、必要な場合には、外部機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、本学の研究担当者が当該外部機関等の施設において研究を行う場合には、研究用務のための職務出張として取り扱うものとする。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、その公表の時期・方法等については、必要に応じて外部機関等と協議するものとする。

(研究成果の報告)

第14条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究契約に定める研究成果報告書を学長に提出するものとする。

(共同研究の中止又は契約の変更)

第15条 研究代表者は、天災その他やむを得ない事由により、共同研究を中止し、又はその期間の延長等契約の変更を行う必要が生じたときは、直ちに学長にその旨を申し出なければならない。

2 学長は、前項の申し出に基づき、その事由が、やむを得ないと認めるときは、外部機関等と協議の上、当該共同研究を中止し、又は契約の変更を行うことができるものとする。

(研究の完了又は中止、契約の変更等に伴う経費の取扱い)

第16条 共同研究を完了し、又は前条の規定により、共同研究を中止した場合において、第10条第1項第2号の規定により外部機関等から本学に納付された直接経費（外部機関等共同研究員に係る研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、外部機関等からの請求に基づき、これを返還するものとする。

2 前条の規定により共同研究の契約の変更を行うことで直接経費に不足が生じる恐れがある場合は、学長は、外部機関等と協議のうえ、不足する直接経費を負担させるかどうかを決定するものとする。

3 共同研究を完了し、又は中止したときは、第11条第3項の規定により外部機関等から受け入れた設備を、研究の完了又は中止の時点で外部機関等に返還するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第17条 共同研究の結果生じた発明等に係る知的財産権は、本学と共同研究の相手方である外部機関等それぞれの貢献度を踏まえて、双方が所有するものとする。

2 共同研究の結果得られた研究成果有体物等の所有権は、原則として、本学に帰属するものとする。ただし、外部機関等から申し出があった場合には、協議の上、その帰属等を決定するものとする。

(特許等の出願権)

第18条 本学及び外部機関等は、共同研究の結果、発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願等事務が円滑に行われるよう努めなければならない。

2 本学及び外部機関等は、本学及び外部機関等に属する研究担当者（外部機関等共同研究員を含む。）が共同研究の結果、共同して発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願等契約を締結の上、共同して出願等を行うものとする。ただし、外部機関等から特許等を受ける権利を継承した場合は、本学が単独で出願等するものとする。

3 共有する知的財産権のうちノウハウを指定するときは、本学と外部機関等において、協議の上、指定するものとする。ノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間の明示において、同様とする。

4 共同研究の結果生じた発明等に係る知的財産権を共有する場合には、本学及び外部機関等は、当該知的財産権の出願等及び権利保全に必要な費用（弁理士費用、出願料、維持費等）を別段の定めのある場合を除き、その持分に応じて負担するものとする。

5 本学又は外部機関等は、本学又は外部機関等に属する研究担当者が、共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得なければならない。ただし、共同研究にかかる成果が既に公知になっていることが書面により立証でき、かつ、ノウハウに関連しないもの及び守秘義務が課される情報に関連しないものについては、この限りでない。

(実施の許諾等)

第19条 本学及び外部機関等は、共有に係る知的財産権の自らの持分を譲渡し、それを目的として質権を設定し、又は専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾しようとする場合には、それぞれ事前に相手方の同意を得なければならない。

2 本学又は外部機関等は、前項の規定における通常実施権の許諾については、正当な理由がない限り、相手方に同意するものとする。

(独占的实施権)

第20条 本学は、共同研究の結果生じた発明等に係る本学が承継した知的財産権を外部機関等又は外部機関等の指定する者に限り、契約による一定期間、独占的に実施させることができるものとする。

2 本学は、共有に係る知的財産権を外部機関等の指定する者に限り、契約による一定期間、独占的に実施させることができるものとする。

3 本学は、前2項の場合において、外部機関等及び外部機関等の指定する者が、独占的实施期間の付与の延長を求められたときは、その者と協議のうえ、必要な期間を延長す

ることができる。又、独占的实施期間中、契約で定めた年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、外部機関等及び外部機関等の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施契約)

第21条 本学又は外部機関等は、共有に係る知的財産権が実施される場合、原則として、持分に応じた実施料の支払等を定めた実施契約を締結するものとする。

(知的財産権の放棄)

第22条 本学又は外部機関等は、共有に係る知的財産権を放棄しようとする場合には、放棄する前に、その旨を相手方に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 本学又は外部機関等は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

(被害時の取扱)

第24条 共同研究の実施に際しての災害の補償については、共同研究契約で定めるものとする。

(契約の解除等)

第25条 外部機関等が研究料を所定の支払期限までに支払わないときは、共同研究契約を解除できるものとする。

2 本学又は外部機関等は、相手方が共同研究契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

(適用除外)

第26条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究又は外部機関等に対して適用しないことができる。

- (1) 国、政府関係機関又は地方公共団体との共同研究である場合
- (2) 外国の外部機関等との共同研究である場合
- (3) その他特別な事情があると学長が認めた場合

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学における民間機関等との共同研究取扱規程（平成 11 年 4 月 28 日制定）

は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学共同研究取扱規程第 2 条第 6 項第 8 号及び同条第 10 項第 5 号の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

別記様式 1

共同研究申込書

年 月 日

国立大学法人
東京外国語大学長 殿

外部機関等
所在地
名称
代表者名

国立大学法人東京外国語大学共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

1. 研究題目			
2. 研究目的及び内容			
3. 研究の形態	<input type="checkbox"/> 東京外国語大学における共同研究(規程第2条第2項第1号) <input type="checkbox"/> 東京外国語大学及び外部機関等における共同研究(規程第2条第2項第2号)		
4. 外部機関等共同研究員の職・氏名	(1) 東京外国語大学に派遣させる者(規程第9条)		
	(2) 外部機関等で研究する者(上記(1)以外の者)		
5. 東京外国語大学の担当者	(所属・職・氏名)		
6. 希望する研究期間	年 月 日から 年 月 日まで		
7. 研究経費の負担額	(1) 東京外国語大学に納付する研究経費 円	(2) 左記以外に本研究のため外部機関等が使用予定の研究経費 円	
	施設・設備の名称	所在地	所有者
8. 本研究のため使用する施設・設備			

*注：外部機関等共同研究員予定者の履歴等を添付すること。

別紙様式 2

共同研究決定通知書

年 月 日

共同研究申込者 殿

国立大学法人
東京外国語大学長

年 月 日付けで申請をしていただきました下記共同研究をご趣旨に沿い受け入れることを承認しましたのでご連絡申し上げます。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究に要する経費 金 円

4 研究期間 自
至

5 その他